

令和8年3月19日14時00分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

**1. 指名停止業者及び措置の内容**

真柄建設株式会社

期間:令和8年3月19日から令和8年4月29日まで(6週間)

範囲:近畿地方整備局管内

**2. 指名停止措置の理由**

真柄建設株式会社が溶接部におけるすみ肉溶接の脚長不足を生じさせたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号(過失による粗雑工事)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号(過失による粗雑工事)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141 (代表)

契約課長 やなぎはら ひろあき 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 はやかわ たかし 早川 健 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 かとう ひであき 加藤 英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ ともみ 武田 知美 (内線 6313)

令和8年3月19日

近畿地方整備局

## 真柄建設株式会社に対する指名停止措置について

### 1. 案件の概要

真柄建設株式会社は、大阪国道事務所から請け負った大阪府堺市内の国道26号堺高架橋(南安井町地区他)補強補修工事(橋梁補修)において、工場製作品である上下部エブラケットの溶接部におけるすみ肉溶接の脚長不足が判明したものである。

### 2. 指名停止措置理由

真柄建設株式会社が溶接部におけるすみ肉溶接の脚長不足を生じさせたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号(過失による粗雑工事)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号(過失による粗雑工事)に該当するため。

従って、本件については、指名停止6週間を適用する。

### 3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：真柄建設株式会社

石川県金沢市彦三町1-13-43

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和8年3月19日から令和8年4月29日まで(6週間)

#### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

(過失による粗雑工事)

2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「地方整備局発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。)